

こ保給第 1479 号
令和 4 年 3 月 24 日

給付対象施設・事業所各位

横浜市こども青少年局
保育・教育給付課長

請求書の押印省略について

日頃より本市の保育教育行政にご協力いただき、ありがとうございます。

令和 4 年 3 月 10 日、本市会計室から「請求書等の押印省略及び電子メールによる提出について（お知らせ）」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikei/shiharai/syoryaku/seikyu-ouin.html>)が発出されました。

令和 4 年度から、給付対象施設・事業所が本市に提出する給付費の請求書について、次の通りとします。

1 適用日

4 月早期フローから（※発行日が令和 4 年 4 月 1 日以降の請求書から適用）

2 押印省略が可能である請求書

委任欄がない請求書

(1) 年月日のみ記入して返信してください。

(2) 請求書の押印欄はしばらくの間、残りますが、押印は省略可能です。

※委任欄がある請求書は引き続き押印が必要です。

3 提出方法

これまで通り書面（郵送・持参）のみです。

会計室からの通知では電子メールでの提出が認められていますが、給付対象施設・事業所は数が多く、電子メールで事務を行うことが困難であるため、書面のみとします。

万一、電子メールで請求書を提出した場合、受理できませんので、ご了承ください。

こども青少年局保育・教育給付課市内施設給付担当 TEL : 045-671-0202 045-671-0204
--

【裏面あり】

よくある質問

Q1. いつから請求書の押印を省略できますか。

A1. 4月早期フロー（発行日が令和4年4月1日以降の請求書）から省略可能です。3月エラーフローまでの請求書については押印が必要です。

Q2. 請求明細作成ソフトでの請求データ送信は、請求行為ではないのでしょうか。なぜ請求書の提出が必要なのでしょう。

A2. 給付対象施設・事業所からの請求データを本市が受けて、審査結果通知をすることで初めてやり取りが完了し、請求できる状態となります。したがって、請求明細作成ソフトのデータ送信は請求書に代わることができず、請求書の提出が必要です。

Q3. 今後は請求書に押印してはいけないのでしょうか。

A3. 今回の見直しは押印の省略を可能とするものであり、押印を妨げるものではありません。従来どおり書面に押印する場合の取扱いについて変更はありません。ただし、押印する場合、債権者と異なる役職の印が押されている場合や押印が不鮮明で字が読めない場合等は、これまで通り差し替えを依頼しますので、ご了承ください。

Q4. 委任欄のある請求書も押印を省略できますか。

A4. 委任欄がある請求書は引き続き押印（2ヶ所）が必要です。

Q5. 押印を省略した請求書に訂正をする必要が生じた場合はどうすればいいですか。

A5. 債権者の印を用いた訂正（首標金額を除く）が可能です。

Q6. なぜ、電子メールで請求書を提出できないのでしょうか。

A6. 会計室が示している電子メールでの請求書の提出方法は、請求書をPDF形式にしたパスワード付きファイルを電子メールに添付し、電話でパスワードを本市に共有していただく方法です。給付対象施設・事業所は数が多く、この方法で送られた請求書を本市で確認するには、これまで以上の人員、体制の整備等が必要です。人員増加、体制の整備等をすぐに図ることは困難であるため、書面での提出をお願いしています。